

資料3 紙からICカードへの切り替え時 におけるカード発行

紙からICカードへの切り替え時におけるカード発行について

論点

紙の自動車検査証からICカードの自動車検査証に切り替える際のカード発行についても、支局に行く手間を省略するため、申請代理人（記録事務代行者）において行うことができないか。

想定される事務フロー

- ① 継続検査においては、有効期間以外の情報は事前に確定しており、変更されることもない。そのため、指定整備工場からあらかじめ車両情報を出してもらい、支局において車検証情報をICチップに入れた上で、券面にも印刷したカードを用意し、いったんロックをかけておく。
- ② ロックをかけたカードを指定整備工場などに書き留めで郵送する。（盗難にあっても書き込めないような対策を措置）
- ③ 継続検査の申請をOSS経由でしてもらう。
- ④ 支局での審査後、ICカード認証してロック解除。MOTASから書き込みコマンドを送信。
- ⑤ 紙の自動車検査証の返送・提出。

	メリット	課題
支局	<ul style="list-style-type: none"> ■ 窓口対応が不要となることによる混雑緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事務作業煩雑 ■ 書留による郵送コストが膨大となる。 ■ カード発行後に廃車や使用者変更などが発生した車両については、無駄なカードの発行となる。 ■ 紛失・盗難や誤送付のリスク ■ 郵送中のトラブルによる破損のリスク
指定整備工場等	-	<ul style="list-style-type: none"> ■ 郵送を行うことによりカード車検証の入手に時間を要することとなる。 ■ カードの管理作業発生（郵送と往訪が混在する場合にはさらに複雑な管理が必要）
セキュリティ上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 紛失や誤送付により第三者にカードが渡った場合、券面情報（車台番号・登録番号等）流出のリスクが生じる。 ■ 紙の自動車検査証が適切に回収されない場合、内容の異なる複数の自動車検査証が存在することとなる。 	
その他課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 改正車両法第74条の5において、記録事務代行として委託できることとされている継続検査に係る条文（車両法第62条）には、「記録し、返付することとする」としか規定されていないが、カードの新規発行については、ICカードの偽変造防止や古い車検証（紙）の回収・廃棄が必要となることから、国で行う必要がある。 	

→ 上記課題を踏まえると、事務フローで示した方式によるカード発行は困難ではないか